

新型コロナウイルス感染症への取組み(5類緩和に向けて)

ライフライン・コミュニケーションズ株式会社

(2023/4/20 更新)

■新型コロナウイルス感染症に対する基本的対処方針

2023年3月13日(月)～基本的な感染対策のうちマスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになりましたが、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、医療機関を受診する時、高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する際や通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス等に乗車する時では、マスクの着用を推奨するとしております。

事業者における対応としては、感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されるとしており、引き続き、感染対策を行った業務運営が必要となっております。

専門家会合では、2023年5月8日(月)～新型コロナの感染症法上の位置づけが「5類」に移行され、感染対策は個人の判断に委ねることが基本となる中でも、地域での流行状況に関心を持ち、自主的に感染を防ぐための行動をとって特に重症化リスクの高い高齢者に感染が及ばないようにする配慮が重要だとしています。

■弊社取組みについて

ライフライン・コミュニケーションズは、新型コロナ感染症に対する取組みにつきまして引き続き、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「手洗い等の手指衛生」「換気」等の基本的な感染対策を徹底を通じ、クライアント企業様、パートナー企業様、当社社員及びそのご家族の安全・健康確保を考慮します。

店舗・事業所における活動時についても同様に、基本的な感染対策の徹底を継続し、勤務時の検温継続、ご来訪の方に対する非接触型体温計による検温のご協力の実施を引き続き行って参ります。また、当社社員、近親者への感染が確認された場合は迅速な報告、勤務形態を変更し、就業する際(業務上、支障が無い業務に限る)は、運用ルールに則り対応するようお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染症予防対策の継続】

- ・社員は出勤前(テレワーク・在宅ワーク含む)の検温を継続実施
- ・風邪の症状(咳や37.0℃以上の発熱等の諸症状)がある場合には自宅待機
- ・自身の感染対策、手洗い(接触感染防止)、うがい等の予防措置の継続
- ・公共交通機関利用での通勤者は、シフトに応じた時差出勤・時差退社の継続
- ・公共交通手段での通勤を避ける(3密回避)為、車、バイク、自転車、徒歩通勤推奨の継続
- ・テレワーク(リモートワーク)の継続、換気良い職場環境の整備

【大規模集会等の参加について】

- ・社内会議は、参加者が密になる人数の場合は、オンライン会議推奨
- ・社外の参加者が多い密になるイベントやセミナー等への社員の参加は原則自粛
- ・社外での参加者が多く、密になる人数での会食や懇親会、集会等への参加は原則自粛
- ・接客が伴う飲食店、バー、カラオケなど、密になる施設への出入り自粛

【各営業所、オフィス来訪者への対応について】

- ・営業所又はオフィスへ来訪者、受付(又は入口)にて非接触型体温計により検温
- ・37.5 度以上の熱がある場合は立入りをお断りするお願い
- ・立入り前にせっけんでの手洗い、消毒液での除菌の実施
- ・会議室への飛沫飛散防止パネルの設置
- ・来訪者との会議後には、テーブル・椅子・ドアノブの消毒の実施
- ・次亜塩素酸噴霧器活用による、空間除菌実施

尚、上記対応は現時点のものであり、今後の状況変化等により、適時対応を実施して参ります。

以上